六十八条の十五の二並びに第六十八条の六十七第一項」とする」と、新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の六十七第一項並びに法人税法」とする」と、平成二十五年新租税特別措置法」に、「、第六十八条の十五の二並びに第六十八条の六十八」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の六十八並びに法人税法」に改め、同条第三項中「新震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に、「第二十五条の三の二まで」を「第二十五条の三の三まで」に改め、同項の表第二十五条の二第十四項の項中「第二十五条の二第十四項」を「第二十五条の二第十五項」に、「及び第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の五まで」に、「第六十八条の十五の二」を「法人税法」に、「第六十八条の十五の二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に改め、「第三項」の下に「並びに法人税法」を加え、同項の次に次のように加える。

第二十五条の二の三第二項	第六十八条の六十九	第六十八条の六十九、旧効力措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項
第二十五条の二の三第十項	第六十八条の十五の五まで	第六十八条の十五の五まで並びに旧効力措置法第六十八条の十四
	同法第六十八条の九第一項	租税特別措置法第六十八条の九第一項
	とする	と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「法人税法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の三第二項及び第三項並びに法人税法」とする

附則第三十三条第三項の表第二十五条の三第六項の項中「及び第六十八条の十五」を「及び第六十八条の十五の四」に、「第六十八条の十五の二」を「法人税法」に改め、「第六十八条の十五の二並びに」を削り、「第二十五条の三」を「第二十五条の三並びに法人税法」に改め、同表第二十五条の三の二第五項の項中「及び第六十八条の十五」を「及び第六十八条の十五の四」に、「第六十八条の十五の二」を「法人税法」に改め、「第六十八条の十五の二並びに」を削り、「第二十五条の三の二」を「第二十五条の三の二並びに法人税法」に改め、同表に次のように加える。

第二十五条の三の三第一項	第六十八条の六十九	第六十八条の六十九、旧効力措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項
	及び第六十八条の十五の四	及び第六十八条の十五の四並びに旧効力措置法第六十八条の十四
第二十五条の三の三第五項	同法第六十八条の九第一項	租税特別措置法第六十八条の九第一項

	とする
	と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「法人税法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の三並びに法人税法」とする

附則第三十四条第一項中「新租税特別措置法第六十八条の十五の三」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（次項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。）第六十八条の十五の六」に改め、同項の表第二項の項中「第六十八条の十五第三項」を「第六十八条の十五の四第三項」に改め、同表第三項の項中「第六十八条の十五第四項」を「第六十八条の十五の四第四項」に改め、同条第二項中「、新震災特例法」を「、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「平成二十五年新震災特例法」という。）に、「第二十五条の三の二まで」を「第二十五条の三の三まで」に、「新租税特別措置法第六十八条の十五の三」を「平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の十五の六」に、「及び新震災特例法」を「及び平成二十五年新震災特例法」に改め、同項の表第一項の項中「震災特例法第二十五条の三第一項の規定及び」を「震災特例法第二十五条の二の三第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の三第一項の規定」に、「を含む」を「及び震災特例法第二十五条の三の三第一項の規定を含む」に、「とし、震災特例法第二十五条の三第一項」を「とし、震災特例法第二十五条の二の三第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の三第一項」に、「金額とする」を「金額とし、震災特例法第二十五条の三の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする」に、「第二十五条の三並びに第二十五条の三の二」を「第二十五条の二の三第二項及び第三項並びに第二十五条の三から第二十五条の三の三まで」に改め、同表第二項の項中「第六十八条の十五第三項」を「第六十八条の十五の四第三項」に、「若しくは第二十五条の二の二第三項若しくは第二十五条の二の三第三項」を「、第二十五条の二の二第三項若しくは第二十五条の二の三第三項」に改め、同表第三項の項中「若しくは第六十八条の十五第四項」を「又は第六十八条の十五第四項若しくは旧効力措置法第六十八条の十四第四項」を「若しくは第六十八条の九の二第八項第一号」に、「若しくは第六十八条の十五の四第四項」に、「若しくは第六十八条の九の二第八項第一号」を「、第六十八条の十五の四第四項若しくは旧効力措置法第六十八条の十四第四項」に、「含む。」を「該当するもの」に、「若しくは第二十五条の二の二第四項」を「、第二十五条の二の二第四項若しくは第二十五条の二の三第四項」に改める。

附則第六十六条第二項中「新震災特例法」を「第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に改める。

（民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正）

第百五条　民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の九を次のように改める。

第十四条の九　削除